

平成23年度
第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成23年5月20日（金）
10：00～12：00
場 所 岐阜県庁舎9北1会議室

○ 開会の挨拶

○ 議 事

1 議事概要書署名委員の指名について

2 平成23年度の審議事項及び計画等について

- (1) 公共事業の再評価について ··· ··· 資料1 p. 3
- (2) 市町事業の再評価について ··· ··· 資料2 p. 5～
- (3) 平成23年度再評価実施箇所及び事業概要について ··· ··· 資料3 p. 13～
- (4) 公共事業の事後評価について ··· ··· 資料4 p. 31～
- (5) 現地調査の実施について ··· ··· 資料5 p. 33～
- (6) 平成23年度監視委員会の開催計画 ··· ··· 資料6 p. 41

3 審議結果の取りまとめ

○ 閉会の挨拶

第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

- 大野栄治：名城大学教授 都市情報学部
- 加藤隆志：関商工会議所 顧問
- 小森正悟：岐阜県弁護士会 弁護士
- 坂本由貴：岐阜県コミュニティ診断士
- 高村明宏：会社員
- 野田政博：岐阜県簡税会連合会 副会長
- 三井栄：岐阜大学准教授 地域科学部
- ◎ 安田孝志：国立大学法人岐阜大学教授
工学研究科 環境エネルギー・システム専攻
- 山内章裕：岐阜県森林組合連合会 代表理事副会長
- 和田清：独立行政法人国立高専機構岐阜工業高等専門学校教授
環境都市工学科

【本日欠席の委員】

- 中谷敬子：岐阜県商工会女性部連合会 会長
- 守屋啓司：岐阜県農業協同組合中央会専務理事

(五十音順 敬称略)

◎：委員長

平成22年4月28日(水)に開催された、平成22年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員の互選により選任

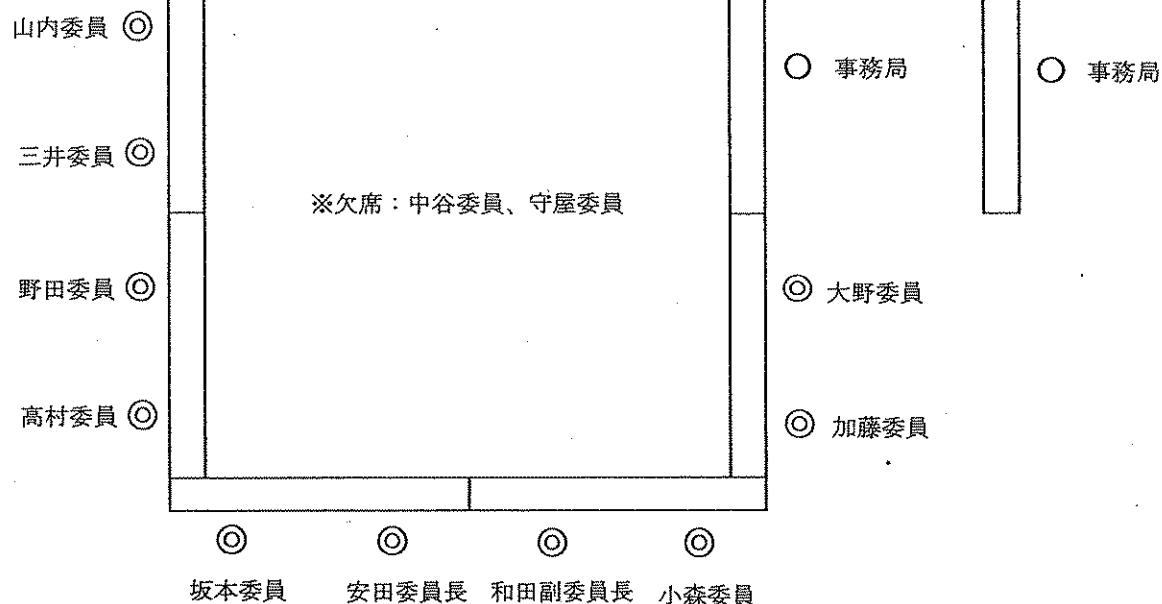
○：副委員長

平成22年4月28日(水)に開催された、平成22年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員長の指名より選任

平成23年度第1回事業評価監視委員会 席表

平成23年5月20日(金) 10:00~
岐阜県庁舎(9階) 9北1会議室

<配席図>



○委員の配席は、正面向かって右から時計回りで「50音順」です。

公共事業の再評価について

1 再評価の目的

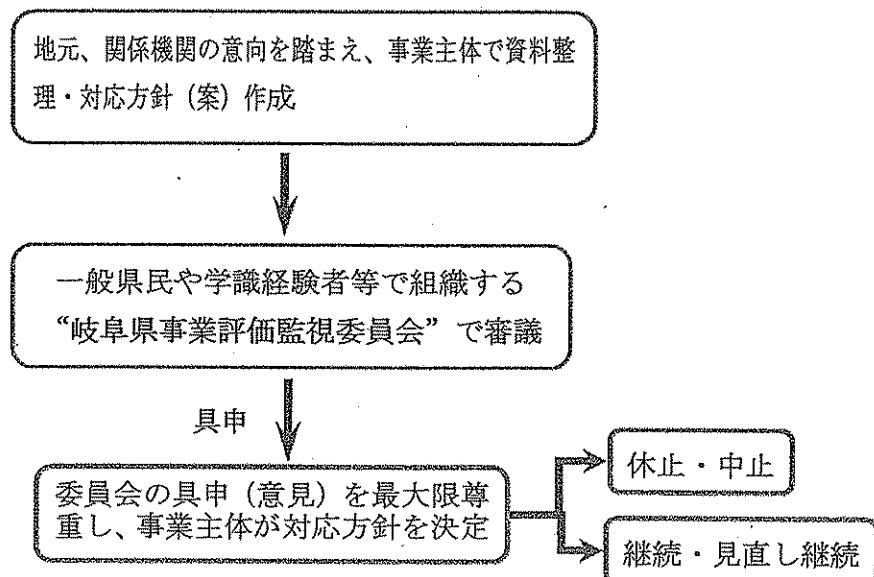
公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業着手後一定期間を経過しても継続中の事業等において、事業主体が再評価を実施し、中止・継続等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

2 市町村事業等の再評価【岐阜県事業評価監視委員会設置要綱 第8条】

市町村等が事業主体である事業の評価については、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、岐阜県事業評価監視委員会の審議対象事業とることができ、岐阜県事業評価監視委員会の意見を尊重し事業主体が対応方針を決定する。

3 事務事業の流れ



市町村等の長からの審議依頼書(写し)

池田町	公共林道事業(地域自主戦略交付金) p. 7
郡上市	公共林道事業(道整備交付金) p. 8
岐阜市	都市基盤河川改修事業(社会資本整備総合交付金) p. 9
美濃市	公共下水道事業:長良川右岸処理区(社会資本整備総合交付金)	} p. 10
美濃市	公共下水道事業:長良川左岸処理区(社会資本整備総合交付金)	
恵那市	公共下水道事業(社会資本整備総合交付金) p. 11

(別記様式 1)

池建第51号
平成23年4月12日

岐阜県知事

様

池田町長 岡崎 和夫



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- | | |
|----------|------------------------|
| ・事業名 | 地域自主戦略交付金 |
| ・河川・路線名等 | 池田山平成線 |
| ・行政区名 | 池田町 |
| ・再評価の要件 | 事業着手年度から10年間が経過し継続中の事業 |

2 本町で事業評価監視委員会を設置できない理由

町単独で、委員を選任し事業評価監視委員会を設置するのが困難であるため。

3 県の事業担当課名

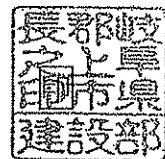
林政部森林整備課

(別記様式1)

郡建工第3-1号
平成23年4月5日

岐阜県知事 古田 肇 様

郡上市長 日置 敏明



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

郡上市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係書類を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 道整備交付金事業
- ・路線名 林道 千田野～石徹白線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

3 県の事業担当課名

林政部 森林整備課

(別記様式 1)

岐阜市基河第 1 号
平成 23 年 4 月 5 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第 8 条並びに委員会運営要領第 4 の 1 の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 都市基盤河川改修事業
- ・河川・路線名等 一級河川 正木川
- ・工区名 岐阜市正木字清水ほか 1 地内
- ・再評価の要件 整備計画策定後 5 年を経過し事業継続中のもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため。

3 県の事業担当課名

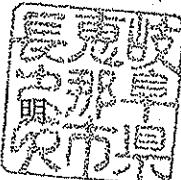
県土整備部河川課

(別記様式1)

上下水第1138号
平成23年4月12日

岐阜県知事 古田肇様

恵那市長 可知義



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 恵那市公共下水道事業
- ・処理区名 奥戸排水区
- ・再評価の要件 再評価後5年を経過し、事業を継続するもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

- ・恵那市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。

3 県の事業担当課名

- ・都市建築部 下水道課



再評価実施事業の概要

経営体育成基盤整備事業	p.16
県営広域営農団地農道整備事業	p.17
県営一般道農整備事業	p.18
ふるさと林道緊急整備事業	p.19
公共林道事業(旧:森林居住環境整備事業)	p.20
公共林道事業(旧:森林環境保全整備事業)	p.21
道路改築事業(公共地域連携推進事業)	p.22
道路改築事業(社会资本整備総合交付金)	p.23
広域河川改修事業	p.24
総合流域防災事業	p.25
河川総合開発事業	p.26
治水ダム建設事業	p.27
都市基盤河川改修事業	p.28
公共下水道事業	p.29

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 森林整備課

○事業制度について	事業名	公共林道事業（路線名：池田山平成線、千田野～石徹白線） 旧事業名：森林環境保全整備事業
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎地域等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。等
	概要（メニュー）	・森林管理道開設 ・森林施業道開設
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*:	うち貨幣換算する項目 ≈B≈	・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
	その他項目	
	費用 ≈C≈ の算定	・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）+維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間
	費用便益比の基準	B/C = 1.0以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	道路改築事業（公共地域連携推進）
	事業目的	高規格幹線道路、地域高規格道路及び空港・港湾等へのアクセス道路等地域の交流・連携を促進することを目的とする。
	採択基準	事業着手から概ね一般国道で8年、地方道で7年以内に完成することを目標に整備する。
	概要 (メニュー)	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊：	うち貨幣換算する項目『B』	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
	効果の項目 その他の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減） ・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善） ・地域経済の発展
	費用『C』の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準=道路整備に要する事業費+道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・便益の評価期間は事業完成後50年間
	費用便益比の基準	費用便益比（B/C）1.0以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名

河川課

○事業制度について	事業名	広域河川改修事業
	事業目的	水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画に基づき浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。
	採択基準	<p>指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事 総事業費が概ね12億円以上で以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止区域内の農耕地が200ha以上、宅地が20ha以上、家屋が200戸以上 又は農耕地が100ha以上でかつ宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上 ・費用便益比が1以上
	概要(メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工・掘削工・護岸工・橋梁工・樋門等付属工作物工
○費用対効果の分析について *費用便益比*B/C*	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産(償却・在庫資産) ・農漁家資産(償却・在庫資産) ・農作物資産(水田・畑) ・公共土木施設
	その他項目	
	費用 $\approx C \approx$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%(B及びC共通) ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理费率0.5%を乗じた額
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名

河川課

○事業制度について	事業名	総合流域防災事業
	事業目的	流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し流域一体となった総合的な対策を推進するとともに、ハード対策として一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。
	採択基準	総事業費が概ね100億円未満で、流域面積が100km ² 未満かつ想定氾濫区域内人口1万人未満である指定区間内の一級河川において一定の計画に基づき施工される改良工事で以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止区域内の農耕地が200ha以上、宅地が20ha以上、家屋が200戸以上 又は農耕地が100ha以上でかつ宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上 ・費用便益比が1以上
	概要(メニュー)	・築堤工・掘削工・護岸工・橋梁工・樋門等付属工作物工
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*:	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設
	その他項目	
	費用 ≪C≫ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理費率0.5%を乗じた額
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名

河川課

○事業制度について	事業名	河川総合開発事業
	事業目的	下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、その他諸用水の利用等（発電、水道、工業用水の特定の用途に供する。）を目的とするダム建設等の事業
	採択基準	一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> ・本体工（ダム本体、仮設備、管理設備等） ・測量試験 ・用地及び補償（補償、補償工事） ・機械器具
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊：	うち貨幣換算する項目 $\approx B$	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設
	その他項目	
費用 $\approx C$ の算定		<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は県内の管理ダム実績管理費用より算出
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名

河川課

○事業制度について	事業名	治水ダム建設事業
	事業目的	災害に対処するための洪水調節、下流耕地に対するかんがい用水の補給、その他不特定用水の利用を目的とするダム建設等の事業
	採択基準	一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもので特定の利水目的を含まないもの。
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・本体工（ダム本体、仮設備、管理設備等） ・測量試験 ・用地及び補償（補償、補償工事） ・機械器具
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊：	うち貨幣換算する項目 ※B※	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設
	その他項目	
	費用 ※C※の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は県内の管理ダム実績管理費用より算出
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名

河川課

○事業制度について	事業名	都市基盤河川改修事業
	事業目的	浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る。
	採択基準	指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事 その施行場所より上流の流域面積が概ね 30km ² を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事
	概要(メニュー)	・掘削工・護岸工・橋梁工
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設
	その他項目	
	費用 $\approx C \approx$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間 + 50 年とする ・現在価値化に用いる割引率は 4 % (B 及び C 共通) ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理费率 0.5 % を乗じた額
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が 1 以上

平成23年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名：下水道課

○事業制度について	事業名	公共下水道事業
	事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。 ・雨水を排除し、浸水の防除に資する。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道：対象区域→主に市街地、規模→制限無し。
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町村：公共下水道事業 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。 ・管渠及び処理場の築造。
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ※B※	<p>(1) 生活環境の改善効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の改善（=下水道整備によるドブの解消） <ul style="list-style-type: none"> ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 ○居住環境の改善（=便所の水洗化） <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置・維持管理費用 <p>(2) 公共用水域の水質保全効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値 <p>(3) 浸水の防除効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水被害の軽減効果（=下水道整備で軽減される被害額）
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場等の用地を公園等に活用できる価値 ○管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
	費用 ※C※ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費+用地費+改築費+維持管理費
*費用便益 B/C *	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 (新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能) <p>※費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する。</p>

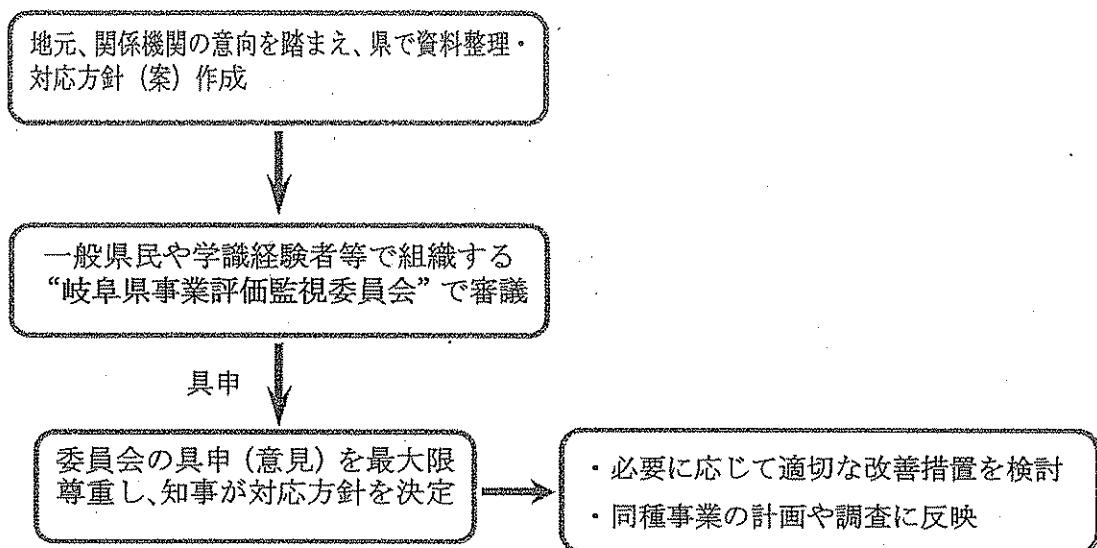
公共事業の事後評価について

1 事後評価の目的

完了した事業について、その効果、環境影響等の実績の確認を行い、事業主体が必要に応じて適切な改善措置の検討や新規事業への留意点等の対応方針を作成する。

この方針について、学識経験者等第三者で構成される「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聴き、その意見を尊重し事業主体が対応方針を決定し公表する。

2 事務事業の流れ



平成23年度 事後評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業			事業採択年 度	完工年 度	全事業費 (百円)	事業名	路線名 (地区名)	施工場所
		補助	交付金	県単						
1	農地整備課	○		H7	H21	4,278	滋賀体育成基盤整備事業	輸之内南部		輪之内町
2	農地整備課	○		H14	H21	1,866	県営中山間地域総合整備事業	春日		揖斐川町
3	農地整備課	○		H11	H20織	3,090	県営中山間地域総合整備事業	揖斐西部		揖斐川町
4	農地整備課	○		H14	H20織	2,825	県営中山間地域総合整備事業	憲北		中津川市
5	農地整備課	○		H15	H20織	1,393	県営中山間地域総合整備事業	南矢舞萩原		下呂市
6	農地整備課	○		H15	H20織	887	県営中山間地域総合整備事業	宮川		飛驒市
7	農地整備課	○		H8	H20織	812	県営農村環境整備事業	桃の湖		中津川市
8	農地整備課	○		H10	H17	709	中山間地域総合農地防災事業	天久手		中津川市
9	農地整備課	○		H6	H21	1,956	県営一般農道整備事業	上石津		大垣市
10	農地整備課	○		H3	H20織	3,217	県営農林漁業用排水渠設附源外移設事業	高山南部		高山市
11	農地整備課	○		H14	H21	3,580	市町村合併支援農道整備事業	大峰		郡上市
12	森林整備課	○		S6 1	H21	3,930	森林居住環境整備事業	洞～数和		飛驒市
13	治山課	○		H8	H17	1,963	地域防災対策総合治山事業	揖斐川町春日		揖斐郡揖斐川町春日
14	道路建設課	○		H4	H21	9,510	公共地域連携推進事業	(国)157号		本巣市(旧本巣町、旧根尾村)
15	道路建設課	○		H9	H21	4,498	地方道路交付金事業	(一)富加美濃線		関市、美濃市
16	道路建設課	○		H12	H21	5,363	公共地域連携推進事業	(主)岐阜開ヶ原線		池田町、垂井町
17	河川課	○		H8	H17	603	総合流域防災事業	桂川		揖斐郡揖斐川町
18	河川課	○		H2	H17	11,210	河川総合開拓事業	中野方生活貯水池		恵那市中野方町
	事業數計	16	2	1						
										18

平成23年度 第2回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）

工 程

案の1

案の2

県庁（議会棟前）発



【再評価 No.28】

事業主体：岐阜県（河川課）
 事業名：広域河川改修事業
 社会資本整備総合交付金
 【鳥羽川】
 調査地：岐阜市、山県市

県庁（議会棟前）発



【再評価 No.28】

事業主体：岐阜県（河川課）
 事業名：広域河川改修事業
 社会資本整備総合交付金
 【鳥羽川】
 調査地：岐阜市、山県市



【再評価 NO.13】

事業主体：岐阜県（道路建設課）
 事業名：道路改築事業
 社会資本整備総合交付金
 【(国)41.7号岡島橋】
 調査地：揖斐川町

【再評価 NO.17】

事業主体：岐阜県（道路建設課）
 事業名：道路改築事業
 社会資本整備総合交付金
 【(一)羽島稲沢線新濃尾大橋】
 調査地：羽島市



【再評価 NO.8】

事業主体：池田町
 事業名：森林環境保全整備事業
 地域自主戦略交付金
 【池田山平成】
 調査地：池田町

【再評価 NO.1】

事業主体：岐阜県（農地整備課）
 事業名：経営体育成基盤整備事業
 地域自主戦略交付金
 【輪之内東部】
 調査地：輪之内町



県庁（議会棟前）着



県庁（議会棟前）着

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要集

- 経営体育成基盤整備事業【輪之内東部】 ··· p. 35
- 森林環境保全整備事業【池田山平成線】 ··· p. 36
- 道路改築事業【(国) 417号 岡島橋】 ··· p. 37
- 道路改築事業【(一) 羽島稻沢線 新濃尾大橋】 ··· p. 38
- 広域河川改修事業【鳥羽川】 ··· p. 39

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 1】

担当課〔 農地整備課 〕

事業名	経営体育成基盤整備事業（農山漁村地域整備交付金）
地区名	輪之内東部
平成22年度までの進捗率	96.1%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：</p> <p>農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路と農道等の整備、換地による耕地の集団化を総合的に実施し、農地を高性能機械の効率的な運行と適正な水管理を行いうる生産性の高い条件に整備することで、高生産性農業の実現とそれを担う経営体の育成を図る。</p> <p>③事業期間：平成13年～平成24年</p> <p>④総事業費：1,773百万円</p> <p>⑤所在地：海津市、輪之内町</p> <p>⑥工事概要：区画整理 = 91.8ha 暗渠排水 = 34.1ha</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：32百万円</p> <p>工事概要：補完工事 一式 換地業務 一式 調査設計 一式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 8】

担当課〔 森林整備課 〕

事業名	公共林道事業（地域自主戦略交付金）
地区名	池田山平成線
平成22年度までの進捗率	33. 1%
事業概要	<p>①事業主体： 池田町</p> <p>②事業目的：</p> <p>池田山の東側斜面の山麓一帯は、林道が無いため効率的な森林施業が行われていない。利用区域内の人工林のうち間伐を必要とする森林が43%を占めており、手入れ不足から過密林化が徐々に進行している。</p> <p>また、利用区域内には土砂流出防備保安林に指定された区域があり森林の公益的機能を向上させることも必要である。</p> <p>このため、森林施業の骨格となる林道を整備することにより、適切な森林整備を図るとともに、木材の搬出・利用を促進し、地域の林業・木材産業の発展を推進する。</p> <p>③事業期間： 平成13年度～平成30年度</p> <p>④総事業費： 1,200 百万円</p> <p>⑤所在地： 池田町大字小寺地区～池田町大字片山地区</p> <p>⑥工事概要： 林道開設 L=4.2km W=4.0m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費： 37百万円</p> <p>工事概要： 林道開設 140m</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 13】

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	(国) 417号 岡島橋
平成22年度までの進捗率	54.2%
事業概要	<p>①事業主体 : 岐阜県</p> <p>②事業目的 : 幹線道路における老朽橋の改善、隘路区間の解消、歩行者の安全確保を図る。</p> <p>③事業期間 : 平成19年度～平成26年度</p> <p>④総事業費 : 3,020百万円</p> <p>⑤所在地 : 揖斐郡揖斐川町下岡島～同郡同町三輪</p> <p>⑥工事概要 : 全体延長 L=0.6km (うち岡島橋L=192m) 幅員 W=6.0 (9.75) m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費 : 500百万円</p> <p>工事概要 : 道路改良工事 L=180m 橋梁下部工事 N=4基 (H22-H23債務) 橋梁上部工事 N=1式 (H22-H24債務)</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 17】

担当課〔 道路建設課 〕

事業名	道路改築事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	(一) 羽島稲沢線 新濃尾大橋
平成22年度までの進捗率	26.3%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：一級河川木曽川に存在する西中野渡船を解消とともに、上流に架かる濃尾大橋（主要地方道大垣一宮線）の交通渋滞の解消を図る。</p> <p>③事業期間：平成13年度～平成33年度</p> <p>④総事業費：6,250 百万円</p> <p>⑤所在地：羽島市下中町～愛知県一宮市西中野</p> <p>⑥工事概要：L=1.9 km (うち新濃尾大橋L=755m) W=6.5 (12.75) m</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：250百万円</p> <p>工事概要：横断涵渠工事 N=2基 橋梁下部工事 N=1基 道路改良工事 N=1式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度 現地調査地候補箇所の事業概要

【再評価 NO. 28】

担当課〔 河川課 〕

事業名	広域河川改修事業（社会資本整備総合交付金）
地区名	鳥羽川
平成22年度までの進捗率	87.2%
事業概要	<p>①事業主体：岐阜県</p> <p>②事業目的：鳥羽川流域は、昭和51年、平成2年、平成16年と浸水被害が発生した地域で、本事業は、概ね5年に一度程度発生するおそれのある洪水に対して浸水被害を軽減することを目的とする。</p> <p>③事業期間：昭和48年～平成47年</p> <p>④総事業費：21,414 百万円</p> <p>⑤所在地：岐阜市正木～山県市西深瀬</p> <p>⑥工事概要：延長L=約10.8km 用地買収、築堤工、護岸工、橋梁工、河床掘削 等</p>
平成23年度事業概要	<p>事業費：200百万円</p> <p>工事概要：橋梁工、取付道路工 N=1式 逆水樋門移設工 N=1式 用地測量 N=1式 用地買収 N=1式</p>
備考	平成23年度再評価審議実施箇所

平成23年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）

回	開催日時	開 催 場 所	議 事 内 容	備 考
第 1 回	5月20日（金） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-2会議室	○再評価実施箇所の概要説明 ○事後評価の実施について ○現地調査箇所の選定	
第 2 回	6月21日（火） 現地調査 13:00～	現地調査		県公用車 (マイクロバス 200さ0897)
第 3 回	8月3日（水） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県及び市町事業） ・林道事業（5件） ・河川事業（4件） ・下水道事業（3件）	
第 4 回	9月9日（金） 10:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県事業） ・農業農村整備（4件） ・河川事業（10件）	
第 5 回	11月7日（月） 13:00～	岐阜県庁舎9階 9北-1会議室	○再評価詳細審議（県事業） ・道路事業（14件）	
第 6 回	(12月～2月)		○事後評価詳細審議 農業農村整備事業、林道事業、 治山事業、道路事業、河川事業 (各1箇所)	

